

熊野町障害者活躍推進計画

熊 野 町

熊野町障害者活躍推進計画

はじめに

令和元年6月に、障害者雇用推進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（障害者活躍推進計画）」を作成することとされました。

今後は、障害者ひとりひとりの特性・能力等を把握し、可能な限り障害者本人の希望も踏まえたうえで、本人に合った業務の割振りまたは職場の配置を行い、配置後も障害者本人の職務遂行状況や習熟状況に応じ、継続的に職務の選定・創出に取り組む必要があります。

障害者の活躍とは、「障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、すべての障害のある職員が活躍できるよう、町全体で取り組んでいくことが重要です。

そこで、このたび「熊野町障害者活躍推進計画」を策定しました。

本計画のもと、障害のある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに向けて、取り組んでまいります。

任命権者：熊野町長
熊野町教育委員会

1 策定にあたって

(1) 策定主体

熊野町
熊野町教育委員会

(2) 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする。なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。

(3) 周知・公表

策定又は改定を行った計画は、すべての職員に対して周知するとともに、町のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表する。

2 本町における障害者雇用に関する課題

本町においては、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていないが令和元年6月1日現在では、法定雇用率2.5%を満たしている。

しかしながら、令和3年4月には、地方自治体の法定雇用率は2.6%に引き上げとなる予定であり、将来的に更なる引き上げも想定されることから、本計画のもと、障害のある職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。

3 目標

(1) 採用に関する目標

【町長部局】

○障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。

【教育委員会部局】

○職員は、熊野町（町長部局）からの出向職員で構成されており、独自の職員の募集・採用は行っていないことから採用に関する目標は設定しない。

(評価方法)

毎年 of 任免状況通報により、把握・進捗管理する。

(2) 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。

(評価方法)

毎年 of 任免状況通報時、人事記録等を元に、特に前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行うものとする。

4 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

- 障害者雇用推進者として総務部次長を選任する。(町長部局)
- 職員は、熊野町(町長部局)からの出向職員で構成されているため、障害者雇用推進者は町長部局と同一の総務部次長を選任する。
(教育委員会部局)
- 総務課において、障害のある職員本人や、職場で支援に当たる管理監督者等からの相談に応じる。相談者の意向等を踏まえ、必要に応じて、産業医や産業カウンセラーとも連携を図る。
- 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定、創出

- 現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
- 所属長との人事評価面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 人事考課面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
- 障害者への理解(接し方・コミュニケーション等)を深めるための必要な措置を講じる。
- 本人の希望や障害の特性に応じて、手話通訳の実施など研修受講に当たり必要な配慮を行う。
- ワーク・ライフ・バランスの実現等を図るため、時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
- 募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられ

- ること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。

5 その他

- 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。